

○東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金交付要綱

(令和5年3月30日告示第42号)

(趣旨)

第1条 この告示は、クリーンエネルギー自動車を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリーンエネルギー自動車 自家用の電気自動車（BEV）をいう。
- (2) 電気自動車（BEV） 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう（電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。）。
- (3) 対象自動車 四輪の自家用電気自動車で、使用の本拠の位置を東温市内に設定して初度登録したものをいう。ただし、リース契約車及び中古車は対象外とする。

(補助対象者及び要件)

第3条 補助金の交付対象となる者は、主に東温市内で使用する対象自動車を導入した市内に住所を有する個人（以下「使用者」という。）で、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りではない。

- (1) 使用者が市税を滞納していない者であること。
- (2) 災害時、補助金の交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車の設備を活用し、地域の給電活動等に協力する意思を表明すること。

2 対象自動車に対する補助金の交付は、個人ごとに1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、10万円（定額）とする。

(交付の申請)

第5条 対象自動車に対する補助金の交付を受けようとする者は、当該自動車の初度登録を受けた日から6月以内に、東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金交付申請書（様式第1号）に市長が認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付

を決定し、申請者に東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 交付が不相当と認められる場合には、東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金不交付決定通知（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（手続の代行）

第8条 申請者は、第5条に規定する申請その他の手続について、対象自動車を販売するもの（以下「手続代行者」という。）にこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。
- 3 市長は、手続代行者がこの告示に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

（処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象自動車を4年以内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ東温市クリーンエネルギー自動車処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、東温市クリーンエネルギー自動車処分承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により処分を承認するときは、補助事業者に補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、補助事業者の責によらない事由により処分する場合その他市長が特に認めたときは、この限りではない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (3) 前条の規定に違反して対象自動車を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(情報提供等の協力)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車の使用状況や、災害時の活用方法等に関する情報の提供などの協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この附則は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に対象自動車を導入した場合について適用する。

様式第1号(第5条関係)

東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金交付申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金交付決定通知書  
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金不交付決定通知書  
[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

東温市クリーンエネルギー自動車導入費補助金交付請求書  
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

東温市クリーンエネルギー自動車処分承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

東温市クリーンエネルギー自動車処分承認(不承認)通知書

[別紙参照]